

令和3年度

**地域包括支援センターの運営及び
事業計画、予算（案）**

令和3年度 安曇野市地域包括支援センター設置運営方針

I 地域包括支援センターの設置方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして、個々の高齢者の状況や変化に応じて介護サービス・医療サービスを始めとする様々なサービスを継続して提供できる仕組みが必要となります。

地域包括支援センターは、地域における高齢者の心身の健康保持と生活安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援します。さらに、地域の関係機関等とネットワークを構築し、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域拠点となることを目指します。

《地域包括支援センターにおける基本事業》

(1)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

高齢者自身が、地域において介護予防および日常生活支援を目的として、自らの選択に基づき、自立した日常生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2)総合相談支援業務

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、身近な地域における高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。また、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握に努め、要援護高齢者への早期対応を図ります。

(3)権利擁護業務

高齢者が自分らしく尊厳ある生活ができるように、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談及び支援を行います。消費者被害については、訪問時に情報提供を行い被害防止の啓発活動に努めます。さらに、成年後見支援センターとの連携を密にし、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が介護保険を始めとする様々なサービスを適切に利用できるように、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員への支援を行います。また、継続的なサービス提供の調整を行うため、情報の提供やケアマネジメント技術向上のための研修会を実施します。

II 地域包括支援センターの運営方針

1 高齢者が自分らしい生活を継続することができるように支援します。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で生活することを望んでいます。しかし、高齢者になると疾病や心身機能の低下等により、これまでどおりの自分らしい生活を続けていくことが困難になることが多くなります。加齢に伴う日常生活上の問題には、自分で解決できることや家族や地域の力を借りて解決することのほか、専門職の知識や助言、支援が必要な場合もあります。

また新型コロナウイルス感染症の収束が見とおせない中、高齢者の外出機会が減少し、フレイル(虚弱)、ロコモティブシンドロームが懸念されます。地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続することができるように介護予防や支援を行います。

2 地域におけるネットワークを活用し、地域で暮らす高齢者の生活を支えます。

心身の機能に衰えがある高齢者にとっては、住み慣れた地域に住み続けることによって、安心して安定した生活が維持されるという面もあります。地域で暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域の支え合い活動やボランティア活動を含めた地域における様々な社会資源を結びつけることが重要です。

地域包括支援センターは、地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生児童委員・地域の関係者等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人一人の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細やかな相談・支援を実施します。

3 チームアプローチによる業務遂行を図ります。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されています。各職員が業務の理念を理解したうえで、常に相互に情報を共有し、多様化・複雑化した相談に対しても、それぞれの専門性を生かし、多様な視点から問題の解決を図ることが重要です。地域包括支援センターは、常に各種サービスの最新情報を把握すると共に、チームアプローチを円滑かつ確実に行うために、情報の共有化と相談・支援のレベルアップに努めます。

4 介護支援専門員に対する支援・指導を行います。

関係機関との連携体制の支援やネットワーク支援、実践力向上支援、個別ケースに関するサポート等後方支援を行います。

5 直営の基幹型地域包括支援センターと、委託の地域包括支援センターとの連携により効率的に業務運営を行います。

直営の基幹型地域包括支援センターが、引き続きセンター間の調整や委託の地域包括支援センターの後方支援に当たる役割を担います。また、担当区域を越えた課題や重点事業について議論すると共に、センター間の連携及び情報交換を図り、課題の解決に向けて取り組むことで、どの地域に住む高齢者にとっても、同様の支援が受けられるようにします。

6 課題解決のための連携を強化します。

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの部署と連携しています。市の関係部署との日常的な連携強化のほか、支援困難ケース等について迅速に対応できるよう、事例ごとに連携を図り、問題解決に努めます。

7 公正・中立性の視点に立った業務運営を行います。

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」です。このため、特定の事業者等に対し、不当に偏った活動を行うといったことなく、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があります。

8 地域包括支援センター運営協議会と協力し、協働する関係をつくります。

地域包括支援センター運営協議会と地域包括支援センターは、公正・中立という立場で、どのような目標をもって業務に取り組み成果を得たか、あるいはどのような課題が残されたかを、互いに協力し明らかにします。

9 地域包括支援センターにおいて自己評価を実施し、事業の質の向上に努めます。

地域包括支援センターが継続的に安定した事業を実施するため、地域包括支援センターは自己評価を行い、課題を整理することで業務の改善につなげます。

10 地域包括ケア推進を図るために、地域包括支援センターとして以下の役割を果たします。

- (1) 多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の把握及び解決のための地域ケア会議の開催。
- (2) 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、介護保険事業者との連携による在宅医療・介護連携の推進。
- (3) 市との連携による認知症地域支援推進員を中心とした認知症施策の推進。
- (4) 認知症初期集中支援チームとの連携による認知症施策の推進。
- (5) 生活支援体制整備事業との連携による地域課題の把握。

III 重点的に取り組むべき事項

1 安曇野市地域ケア会議体制における地域ケア個別会議・地域ケア連携会議の実施

平成 26 年度、安曇野市の地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域ケア会議体制が整いました。その中で、その地域を担当する地域包括支援センターが主体となり地域ケア個別会議を実施しています。

地域ケア個別会議では、個別のケースが抱える課題から、地域に共通する課題の発見・把握に努めるとともに、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高め、地域の関係機関相互の連携による地域包括支援ネットワークの構築を目指して、地域ケア個別会議を市内全居宅介護支援事業所にて開催できるよう、支援を行います。

また、地域包括支援センターと市所管課の合同会議である地域ケア連携会議を開催し、地域ケア個別会議における課題集約と未解決課題の検討を行い、成功事例については、関係機関へ情報発信を行います。また、政策に反映する事項等は必要に応じて地域包括ケア推進合議体や地域包括ケア推進会議へつなげ、政策形成を目指します。

この地域ケア会議体制における地域ケア個別会議・地域ケア連携会議が有効に機能することが地域包括ケアシステムの構築につながることから、その充実を図ります。

2 在宅医療・介護連携の推進

安曇野市医師会在宅医療連携推進協議会との連携により、引き続き市が取り組む在宅医療・介護連携のための事業の推進を一層図ります。

3 認知症施策の推進

平成 27 年度より地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センターが認知症相談窓口として相談支援を行うとともに、医療・介護の関係機関と連携し、認知症施策を推進します。また、認知症サポーター養成講座の講師を積極的に務め、令和 3 年 3 月に認知症地域支援推進員が中心となって改訂した「認知症ガイドブック」を活用して、認知症に対する理解を深める啓発活動を行います。そして平成 29 年度に設置された認知症初期集中支援チームと連携した取組みを行うことで、認知症施策のさらなる展開を図ります。加えて、「認知症見守りネットワーク事業」として、行方不明時の対応と手順シートの普及に努め、地域による見守りネットワークの充実と連携強化を図ります。

4 生活支援体制整備事業との連携

平成 28 年度より、生活支援体制整備事業の核となる協議体に参加し、日常生活圏域ごとに地域のニーズや社会資源の把握に努めています。令和 3 年度も引き続き連携を図ることで、地域包括ケア推進を図ります。

5 地域密着型通所介護運営推進会議との連携

平成 28 年度より、地域密着型通所介護運営推進会議に参加し、地域と介護サービス事業者の良好な関係構築に向けた支援を継続します。令和 3 年度も引き続き連携を図ることで、地域包括ケア推進を図ります。

令和3年度 事業計画（案）

1. 包括的支援事業

（1）介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ア 地域において自立した日常生活を送るための介護予防ケアマネジメントの実施
- イ 総合事業対象者が介護予防に取り組めるための情報提供と支援並びに関係機関との連携

（2）総合相談支援業務

地域包括支援センターを拠点とした高齢者の各種相談の受付と対応

- ア 安曇野認知症ネットワークを活用した認知症相談支援の実施
- イ 適切なサービス利用へのつなぎと支援

（3）権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止事業
 - ・高齢者虐待防止に関する普及啓発活動
- イ 成年後見利用支援事業
 - ・成年後見制度に関する普及啓発活動
- ウ 消費者被害防止事業
 - ・消費者被害防止の啓発と相談先の周知、担当課との連携

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 介護支援専門員への支援
 - ・安曇野市内の介護支援専門員の資質向上研修の開催と介護支援専門員間の連携強化
 - ・介護支援専門員が抱える困難事例への後方支援
- イ 広報活動の継続
 - ・広報誌やホームページの活用。出前講座等、地区活動における地域包括支援センターの周知
 - ・関係機関への情報提供

（5）生活支援体制整備事業の推進

- ア 協議体の設置
 - ・市全域と日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターの配置。
 - ・コーディネーターを中心に、地域住民や介護事業所、ボランティア等と協議体を設置。
 - ・地域課題の把握
- イ 地域課題の解決
 - ・地域課題を共有し、住民主体の活動を支援する取り組みの推進。

- ・地域資源の把握と高齢者ニーズのマッチング

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

(1) 地域ケア会議の開催・推進

- ア 地域の関係機関と緊密な連携を図るため、地域ケア個別会議の開催
- イ 地域ケア個別会議等により把握された地域課題の集約及び課題検討の場の体制整備
- ウ 介護予防に関する地域ケア会議を実施するための基本方針の策定
- エ 安曇野市地域包括ケア推進会議を中心とした安曇野市地域ケア会議体制により、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進

(2) 関係機関及び地域との連携活動

- ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携
 - ・関係団体合会への参加もしくは合同会議の開催による情報交換
 - ・多職種による勉強会への協力と参加
- イ 在宅医療・介護連携の推進として、地域の在宅医療・介護連携の課題抽出や関係者の研修、市民への啓発活動等を実施
- ウ 認知症施策の推進として、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心とした関係機関との連携
- エ 平成 29 年度に発足した、認知症初期集中支援チームとの連携
- オ 生活支援体制整備事業の核となる協議体に参加し、地域のニーズや社会資源の把握に努め、地域包括ケアを推進

3. 介護予防支援事業

(1) 要支援認定者に対する介護予防支援

- ア 介護保険サービス利用希望者に対する迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整の実施
- イ 介護保険サービス未利用者に対する状況把握と必要な支援の実施

(2) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援の業務一部委託

- ア 介護保険サービス利用者に対し、迅速な対応を可能とするための情報提供方法の検討
- イ スムーズな連携に向けた委託業務内容及び役割分担の検討
- ウ 受託可能な指定居宅介護支援事業所の開拓及び情報収集

令和3年度 安曇野市中央地域包括支援センター事業計画書（案）

【令和3年度目標】

「地域包括ケアシステム」の構築に向け、「地域ケア個別会議」、「認知症施策」、「在宅医療・介護連携」の充実を一層図ります。また基幹型包括センターとして、包括センター間の連絡調整等に取り組みます。さらに総合事業対象者への適切なサービス等実施に向けた支援を行います。

1. 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

- ア 介護予防事業参加者が継続的に介護予防に取り組めるための情報提供を行う。
- イ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の適切な利用に向けた情報提供と関係機関との連携を行う。

(2) 総合相談支援業務

- 地域包括支援センターを拠点とした高齢者の各種相談の受付と支援を行う。
- ア 安曇野認知症ネットワークを活用した認知症相談支援を引き続き行う。
- イ 適切なサービス利用へのつなぎと支援

(3) 権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止事業や成年後見利用支援事業、消費者被害防止事業に関する普及啓発活動ならびに相談窓口の周知を行う。
- イ 権利擁護業務に関する研修会の開催をとおして、理解を深める。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 介護支援専門員への支援
 - ・安曇野市内の主任介護支援専門員を含む介護支援専門員の資質向上研修の開催と介護支援専門員の連携を図る。
 - ・介護支援専門員が抱える困難事例への後方支援を、引き続き行う。
- イ 広報活動の継続
 - ・広報誌やホームページの活用。出前講座等、地区活動における地域包括支援センターの周知を引き続き行う。

(5) 生活支援体制整備事業の推進

- ア 協議体の設置
 - ・市全域と日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターの配置。
 - ・コーディネーターを中心に、地域住民や介護事業所、ボランティア等と協議体を設置。

- ・ 地域課題の把握
- イ 地域課題の解決
 - ・ 地域課題を共有し、住民主体の活動を支援する取り組みの推進。
 - ・ 地域資源の把握と高齢者ニーズのマッチング

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

(1) 地域ケア会議の開催・推進

- ア 地域の関係機関との緊密な連携を図るため、地域ケア個別会議の開催を未実施の地域や未参加の介護支援専門員に働きかけ、実施する。
- イ 地域ケア個別会議等をとおして確認された多くの課題から、地域課題として抽出すべく簡易な手法の検討を行う。
- ウ 安曇野市地域包括ケア推進会議を中心とした安曇野市地域ケア会議体制により、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進する。

(2) 関係機関及び地域との連携活動

- ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携を推進する。
- イ 在宅医療・介護連携の推進として、地域の在宅医療・介護連携機関や関係者の研修、市民への啓発活動等を実施する。
- ウ 認知症施策の推進として、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心とした関係機関との連携を引き続き実施する。
- エ 平成 29 年度に発足した初期集中支援チームと連携する。

3. 介護予防支援事業

(1) 要支援認定者に対する介護予防支援

- ア 介護保険サービス利用希望者に対する迅速な情報提供と支援を引き続き実施する。
- イ 介護保険サービス未利用者に対する状況把握と支援のアセスメントを実施する。

(2) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援の業務一部委託を円滑に実施する。

4. 全般的な取り組み

(1) 基幹型包括センターとして、包括センター間の連絡調整、関係機関とのネットワーク構築等、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう、役割を引き続き担う。さらに、地域ケア個別会議の充実や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等、地域包括ケアシステムの推進に寄与できるような取り組みを行う。

(2) 地域の課題集約に有効な地域ケア個別会議を、介護支援専門員と協働し地域で実施する。

- (3) (2) をとおして、市へ必要と考えられる取り組みの提案を行う。
- (4) 管轄地域である豊科地域は昭和50年代に開発された造成地が、明科地域は全体的に高齢化が進み独居高齢者が増加してきている。こうした高齢者を支えるのも高齢者であり、民生委員等、関係機関と連携した見守り活動、適切なサービス提供等の実施に向けた支援を行う。
- (5) 地域包括ケアシステム構築に伴う地域包括支援センターの今後の諸課題を明確にし、着実な解決方法や対応策をまとめる。

令和3年度 北部地域包括支援センター事業計画書（案）

【令和3年度目標】

安曇野市が推進する「地域包括ケアシステムの構築の深化と推進」に資するため、「地域ケア個別会議」を基礎とする課題解決やネットワークの構築、並びに「認知症施策」「在宅医療・介護連携」「生活支援体制整備事業」に関連する事業の充実を重点的に展開します。

1. 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開に当たり、関係機関との情報共有並びに連携を更に図ります。
- ・高齢者自身が自らの選択により介護予防、日常生活支援を目的として、地域での自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2) 総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に見極め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談案件の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題共有し、関係する会議においても課題提案します。

(3) 権利擁護業務

- ・高齢者虐待や困難な案件に対し、中央地域包括支援センターや市所管課との連携を強化します。
- ・消費者被害については、訪問時に情報提供を行い、被害防止の啓発活動に努めます。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有、研鑽します。また関係する研修会には積極的に参加します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方・側面的支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1) 地域ケア個別会議を基礎としたネットワークづくり

- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討に併せて関係機関のネットワーク構築を促します。
- ・当該会議開催にあたり、近隣住民や地域団体への参加を促し、一緒に課題解決への方法を探ります。
- ・個別ケースから地域課題を抽出し、さらに地域ケア連携会議の中で、解決方法の提案や成功例の事例の収集・情報提供を行っていきます。

(2) 認知症施策の推進

- ・令和3年3月に改訂した「認知症ガイドブック」を活用したり、また認知症サポーター養成講座の講師を積極的に務めたりして、認知症に対する市民の理解を深めるための活動を行います。
- ・「認知症見守りネットワーク事業」として行方不明時の対応と手順シートの普及に努め、地域による見守りネットワークの充実を図ります。

(3) 生活支援体制整備事業との連携

- ・この事業の核となる協議体会議に引き続き参加し、地域の課題解決に向けて、生活支援コーディネーターとも連携しながら地域包括ケア推進を図ります。

3. 地域の実状に応じた取り組み

- ・穂高地域は近くに住む親族がいない人の割合が比較的高いこと、高齢者の除雪やゴミ出し、買い物や通院時の移動手段不足などが課題にあげられます。近所付き合いも比較的希薄な人が多いため、日常的な支援や見守りの充実を促進する必要があります。当センターが地域の方々や関係機関とのつなぎ役となり、地域共生社会の実現のため、包括的支援体制の構築に寄与できるよう努めます。

4. その他全体的な取り組み

- ・地域の方々や介護支援専門員に地域ケア個別会議の周知を図ります。当該会議から得た知識の蓄積や課題の共有によって、地域づくりや資源開発等につなげられるよう努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、高齢者の外出機会が減少することによるフレイルやロコモティブシンドローム等の懸念がますます増加しています。これらを予防・改善する地域での取り組みについての情報を集め、必要な高齢者に適時に周知していきます。

令和3年度 南部地域包括支援センター事業計画書（案）

【令和3年度目標】

安曇野市が推進する「地域包括ケアシステムの構築の深化と推進」に資するため、「地域ケア個別会議」を基礎とする課題解決やネットワークの構築、並びに「認知症施策」「在宅医療・介護連携」「生活支援体制整備事業」に関連する事業の充実を重点的に展開します。

1. 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開に当たり、関係機関との情報共有並びに連携を更に図ります。
- ・高齢者自身が自らの選択により介護予防、日常生活支援を目的として、地域での自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2) 総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に見極め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談案件の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題共有し、関係する会議においても課題提案します。

(3) 権利擁護業務

- ・各種虐待や消費者被害等の案件に対し、中央地域包括支援センターや市所管課との連携を強化します。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有、研鑽します。また関係する研修会には積極的に参加します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方・側面的支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1) 地域ケア個別会議を基礎としたネットワークづくり

- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討に併せて関係機関のネットワーク構築を促します。
- ・当該会議開催にあたり、近隣住民や地域団体への参加を依頼し、一緒に課題解決の方法を探ります。
- ・個別ケースから地域課題を抽出し、さらに地域ケア連携会議の中で、解決方法の提案や成功例の事案の収集・情報提供を行っていきます。

(2) 認知症施策の推進

- ・令和3年3月に改訂した「認知症ガイドブック」を活用したり、また認知症サポーター養成講座の講師を積極的に務めたりして、認知症に対する市民の理解を深めるための活動を行います。
- ・「認知症見守りネットワーク事業」として行方不明時の対応と手順シートの普及に努め、地域による見守りネットワークの充実を図ります。

(3) 生活支援体制整備事業との連携

- ・この事業の核となる協議体会議に引き続き参画していきます。地域の課題解決の他、地域ケア個別会議における個別課題も地域内での取り組みや資源を生かした解決を図るため生活支援コーディネーターとも連携を図り解決策を探ります。

3. 地域の実状に応じた取り組み

- ・三郷地域は閉じこもり傾向にある高齢者が比較的多く、堀金地域は閉じこもりの傾向の人が少なく外出頻度が高い傾向があります。三郷地域だけでなく、堀金地域の外出機会が少ない人にも、高齢者が魅力を感じるような通いの場の情報収集や情報提供、移手段の検討等の個別課題を地域全体の生活課題と捉え、関係機関や協議体会議をはじめとする地域住民と連携し、支援していきます。

4. その他全体的な取り組み

- ・介護支援専門員には地域ケア個別会議開催への支援を継続し、会議から得られた解決策は関係機関と連携し実施に向けて取り組んでいきます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し高齢者の外出機会が減少することによるフレイルやロコモティブシンドローム等の懸念がますます増加しています。これらを予防・改善する地域での取り組みについての情報を集め、必要な高齢者に適時に周知していきます。

令和3年度 地域包括支援センター収支予算（案）について

1. 地域包括支援センター運営事業

(1) 歳入

(単位：円)

	財 源 内 訳	説 明	金 額
歳 入	国庫補助 (38.5%)	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	30,359,000
	国庫補助	介護保険保険者努力支援交付金	10,000,000
	県補助金 (19.25%)	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	15,179,000
	一般会計繰り入れ (19.25%)	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	15,179,000
	第1号保険料 (23.0%)	第1号被保険者保険料 (包括的支援事業・任意事業)	8,138,000
計			78,855,000

(2) 歳出

地域包括支援センター運営事業 (事業コード 3103100)

(款) 03 地域支援事業 (項) 02 包括的支援事業・任意事業費

(目) 01 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費

(単位：円)

	区 分	説 明	金 額	
歳 出	報酬	会計年度任用職員報酬	9,675,000	
	給料	一般職3名分	10,800,000	
	職員手当等	職員等諸手当	7,214,000	
	共済費		職員共済組合納付金	3,104,000
			公務災害	28,000
	報償費		講師謝礼	90,000
			出席謝礼	158,000
	旅費		研修旅費	57,000
			費用弁償	237,000
	需用費		消耗品・自動車燃料	262,000
	役務費		保険料等	24,000
	委託料		事務事業委託料	44,650,000
	使用料及び賃借料		借上料 (委託先パソコン) (自動車借上げ)	797,000
備品購入費		備品購入費 (伝送ソフト)	66,000	
負担金補助及び交付金		研修会等負担金	353,000	
		退職手当負担金	1,316,000	
		職員互助会負担金	24,000	
計			78,855,000	

2. 介護サービス事業費

(1) 歳入

介護予防サービス計画費収入（事業コード 3100117）

（款）06 サービス収入（項）01 介護予防給付費収入

（目）01 介護予防居宅サービス収入（節）01 介護予防サービス計画費収入

（単位：円）

	財 源 内 訳	説 明	金 額
歳 入	介護予防サービス 計画費収入	（新規）7,310 円× 140 件＝ 1,023,400 円 （継続）4,310 円× 4,396 件＝18,946,760 円	19,970,000
計			19,970,000

(2) 歳出

介護予防サービス事業費（事業コード 3104010）

（款）04 介護サービス事業費（項）01 介護予防支援事業

（目）01 介護予防支援事業

（単位：円）

	区 分	説 明	金 額
歳 出	委託料	事務事業委託料 （新規）7,180 円× 144 件＝ 1,033,920 円 （継続）4,180 円× 4,530 件＝18,935,400 円	19,970,000
計			19,970,000

3. 介護予防ケアマネジメント事業

(1) 歳入

（単位：円）

	財 源 内 訳	説 明	金 額
歳 入	国庫補助 (24.5%)	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 総合事業現年度分調整交付金	7,201,000
	支払基金交付金 (27.0%)	支払基金支援交付金現年度分	7,937,000
	県補助金 (12.5%)	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,674,000
	一般会計繰り入れ (12.5%)	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,674,000
	第1号保険料 (23.5%)	第1号被保険者保険料（介護予防・日常生活支援総合事業）	6,912,000
計			29,398,000

(2) 歳出

介護予防ケアマネジメント事業 (事業コード 3103060)

(款) 03 地域支援事業 (項) 03 介護予防・日常生活支援総合事業

(目) 01 介護予防・日常生活支援事業

(単位: 円)

	区 分	説 明	金 額
歳 出	報酬	会計年度任用職員報酬	2,419,000
	職員手当等	会計年度任用職員諸手当	506,000
	旅費	会計年度任用職員通勤費	51,000
	委託料	事務事業委託料 (新規) 7,180 円 × 78 件 = 560,040 円 (継続) 4,180 円 × 2,196 件 = 9,179,280 円	9,740,000
		サービス C 委託料	610,000
負担金	(新規) 7,310 円 × 135 件 = 986,850 円 (継続) 4,310 円 × 3,500 件 = 15,085,000 円	16,072,000	
計			29,398,000

令和3年度 安曇野市北部地域包括支援センター 予算 (案)

1 歳 入

科 目	歳 入 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
委託料	23,650,000	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護	16,811,000	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	7,092,000	
法人会計より繰入	1,899,000	
合 計	49,452,000	

2 歳 出

区 分	歳 出 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
給料 (臨時職員賃金含む)	19,807,000	職員8名 (パート職員含む)
職員手当	5,533,000	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	4,997,000	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金
人件費小計	30,337,000	
報償費	24,000	講師謝礼、会議費
旅費・研修費	297,000	実務研修、職員研修
需用費	894,000	消耗品、車両燃料費、渉外費、諸会費、修繕費
業務委託料	15,623,000	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託プラン料
役務費	675,000	通信運搬費、印刷製本費、
賃借料	543,000	コピー機、車両4台
管理経費	147,000	穂高支所按分
損害保険料	100,000	保険料、手数料
会計間繰入金	812,000	法人本部経費
管理費小計	19,115,000	
合 計	49,452,000	

令和3年度 安曇野市南部地域包括支援センター 予算(案)

1 歳 入

科 目	歳 入 (単位:円)	摘 要 (単位:円)
委託料	21,000,000	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護	11,895,000	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	7,758,000	
合 計	40,653,000	

2 歳 出

区 分	歳 出 (単位:円)	摘 要 (単位:円)
給料(臨時職員賃金含む)	14,397,000	職員6名(パート職員2名、派遣職員案分含む)
職員手当	4,807,000	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	3,914,000	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金 厚生会、健康診断
人件費小計	23,118,000	
報償費	15,000	講師謝礼、会議費
旅費・研修費	176,000	実務研修、職員研修
需用費	453,000	消耗品、車両燃料費、渉外費、諸会費、
業務委託料	13,558,000	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託プラン料
役務費	514,000	通信運搬費、印刷製本費、
賃借料	589,000	コピー機、車両3台
管理経費	160,000	三郷支所按分
損害保険料	76,000	保険料、
備品費	182,000	PC購入
会計間繰入金	609,000	法人本部経費
予備費	1,203,000	
管理費小計	17,535,000	
合 計	40,653,000	